

2023年7月21日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会 社 名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

リ・ジェネレーション株式会社による株主総会決議取消訴訟の提起及び当社役員に対する職務執行停止の仮処分命令の申立てに関するお知らせ

当社は、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社（以下「リ・ジェネレーション」といいます。）より、東京地方裁判所において当社が 2023 年 6 月 29 日に開催した第 62 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の決議取消訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の提起を受け、2023 年 7 月 7 日付け「訴状」の送達を昨日、受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、リ・ジェネレーションが開設するウェブサイトにおいて、リ・ジェネレーションが、本件訴訟と併せて当社役員に対する職務執行停止の仮処分命令事件の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行ったと記載していることを認識しておりますが、本申立てに関しては、本開示時点において、裁判所から申立書等の送達その他の連絡は未だ受けておりません。

記

1. 本件訴訟の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 提訴日 2023 年 7 月 7 日
- (3) 訴状送達日 2023 年 7 月 20 日

2. 本件訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、2023 年 6 月 29 日付け「第 62 期定時株主総会における報告及び決議の結果に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、本定時株主総会を開催し、当社より上程した各議案（「剰余金の処分の件」「取締役 8 名選任の件」「監査役 1 名選任の件」「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の継続・更新の件」）については、いずれも大多数の株主の賛成をもって原案どおり承認可決されておりました。また、本定時株主総会においては、リ・ジェネレーションより提案を受けた議案である「取締役 4 名選任の件」についても上程されておりましたが、いずれの候補者についても圧倒的多数の反対により否決されておりました。

3. 本件訴訟を提起した者

名称 リ・ジェネレーション株式会社

所在地 東京都港区芝五丁目 13-13

代表者 代表取締役 尾端 友成

4. 本件訴訟の請求の趣旨

(1) 本定時株主総会における長堀慶太、吾郷雅文、白川文彦、富樫直記、長沢伸也及び洲桃麻由子を取締役に選任する決議並びに佐藤亮輔を監査役に選任する決議を取り消す

(2) 訴訟費用は当社の負担とする
との判決を求める。

5. 当社の対応方針等

本件訴訟において、リ・ジェネレーションは、同社が2023年4月12日付けで行った同年3月31日現在の当社の株主名簿（以下「本株主名簿」といいます。）の閲覧謄写請求（以下「本件請求」といいます。）に対して、当社が本株主名簿の開示を遅延したことが本定時株主総会の決議の方法の著しい不公正にあたり、当社が、本定時株主総会の招集通知に同封した補足説明資料の記載が、不当な印象操作にあたり、招集の手続き又は決議の方法が著しく不公正であるということが決議取消事由に該当すると主張されております。当社としては、リ・ジェネレーションが、本件請求により取得した情報に基づいて、QUOカードその他の金品を配布する等、経済的利益の提供を誘引として委任状を取得しないこと等を誓約する旨を受け入れるのであれば、速やかに本株主名簿の閲覧謄写に応じる意向であると当初から伝えており、また、本定時株主総会の約2週間前である2023年6月16日には、リ・ジェネレーションに本株主名簿の写しをバイク便にて送付しており、本株主名簿の開示を不当に遅延させたという事実はなく、リ・ジェネレーションによる委任状勧誘行為が不可能になっていたという事情もないこと、また、リ・ジェネレーションが不当な印象操作であると主張する本定時株主総会の招集通知に同封した補足説明資料の記載は、いずれも事実か、相応の根拠に基づく主張であって何ら不当と評価されるべきものではないことから、上記主張は、いずれも事実と反するか、理由のないものと考えており、裁判所に対して当社としての主張を行って参る所存です。

今後、開示すべき事象が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上